

会 議 録

会議の名称		平成２９年度第１回 石狩市福祉有償運送運営協議会
開催日時		平成２９年６月１２日（月） 開会：１１時００分 閉会：１１時５０分
開催場所		石狩市役所 ３階 庁議室
出席者	委 員	三国義達、本間孝之、田岡伸義、加藤定義、安保 隆之、棟方加代子、佐々木公子、佐藤雅治、金子浩治（９名）
	事務局	福祉総務課長 東 邦彦、福祉総務課主査 佐藤 勇助
	申請者	・社会福祉法人 はるにれの里 理事長 木村 昭一 ・特定非営利活動法人 はぐくみ会 理事長 吉村 直子
	関係者	遠藤運輸企画専門官（中山委員の代理出席）
傍聴者数		なし
会議次第		１．開 会 ２．議 題 （１）更新登録申請について ・社会福祉法人 はるにれの里 ・特定非営利活動法人 はぐくみ会 ３．その他 ４．閉 会
審議経過		別紙のとおり

確定年月日	会議録署名
平成２９年８月１０日	三 国 義 達

1. 開会

○事務局

本日は、お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、只今から平成29年度第1回石狩市福祉有償運送運営協議会を開会いたします。私、事務局を務めさせていただいております福祉総務課の佐藤と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、札幌運輸支局の中山様はご欠席となっております、代理といたしまして遠藤様にご出席いただいております。よろしくお願いいたします。

委員の過半数以上の出席がございますので、運営協議会設置要項第5条第5項の規定によりまして本協議会が成立していることをご報告いたします。

最初に、お手元の資料の方の確認をさせていただきます。お手元の資料ですが、事前配布しております申請団体の概要2団体お持ちいただいておりますが、そちらと当日配布といたしまして更新登録申請書（案）となっております。なお、各団体の申請書（案）につきましては申請対象団体の個人情報等が掲載されておりますので、審議終了後に回収させていただきますのでよろしくお願いいたします。それではお手元の会議次第に従いまして進めてまいりたいと存じます。これより議事進行を三国会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

2. 議題

【社会福祉法人はるにれの里】

○三国会長

早速本日の議題に入りたいと思います。本日の議題は既に登録されている団体2団体の更新登録の申請ということになります。よろしくご審議を賜りたいと思います。先に、社会福祉法人はるにれの里から議事を進めたいと思います。申請内容のご説明をお願いしたいと思います。

○申請者（社会福祉法人はるにれの里）

4月からはるにれの里パーソナルサポートセンターぼけっとの管理者となりました野田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。協議会のみなさまには大変お世話になっております。この場をおかりしまして感謝申し上げます。詳しい説明は、遠藤の方からさせていただこうと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。

社会福祉法人はるにれの里パーソナルサポートセンターぼけっとの遠藤と申します。よろしくお願いいたします。当法人は石狩の厚田区から花川、札幌の手稲区、西区、東区、北区にかけて知的障害をお持ちの方、特に重度の知的障害をお持ちの方の事業を展開しています。入所施設や通所施設、グループホームの紹介をしています。パーソナルサポートセンターぼけっととは居宅介護事業を担当している部署になりまして、主に在宅で暮らしている障害を持った方やグループホームで暮らしている障害を持った方の余暇の外出や通院の必要な方には病院への付き添い、必要な買い物の付き添いなどの事業を行っています。

主に、利用者さんは重度の自閉症をもった利用者さんが多く、なかには公共の交通機関を利用

することが困難な方もいらっしゃいます。また、石狩の厚田区の方にうちのグループホームが15ほどありまして、厚田区も交通機関の不便な所で、どこか出かける際には必ず車での外出というのが必要になってきます。このことから、当法人の福祉有償運送は必要な事業になってきております。今回4回目の更新になりますけどもどうかご審議の方よろしくをお願いします。

○事務局

資料に基づきまして、内容のご説明をお願いします。

○申請者（社会福祉法人はるにれの里）

【1. 運営の実施主体】

運送の自主主体の方ですが、社会福祉法人はるにれの里で運営させていただいております。

【2. 運送の区域について】

運送の区域ですが、石狩市と札幌市にお住まいの方々の運送をさせていただいております。

【3. 使用車両について】

使用車両の方ですが、セダン型が18台で、その内17台が軽の車になります。

【4. 旅客の範囲】

旅客の範囲、対象者ですが、知的障害者で石狩市の91名になります。

【5. 運転者要件】

運転者の要件ですが、運転者27名登録させていただきまして、その内、一種免許が27名で、全員、福祉有償運送の運転者講習を修了しております。セダン型講習も受講しております。

【6. 運行管理体制】

健康管理責任者の方は申請させていただいている花川サテライトとアスカサテライトと二カ所の拠点でさせていただいてます。運行管理責任者、健康管理責任者整備済です。健康管理責任者につきましては、安全運転管理者に登録している者が責任者になります。

【7. 整備管理】

運転車証作成済みです。車の表示も表示しておきます。 旅客名簿も作成済みでございます。整備管理責任者の専任整備を行っております。

【8. 事故対応】

事故の対応ですが、当法人の方で任意保険に入りまして全車両とも対人無制限、対物無制限になっております。

【9. 苦情処理体制】

苦情処理体制ですが、花川・厚田につきましても苦情処理整備済みでございます。

【10. 収受する対価】

対価の方で料金の方ですが、距離制運賃を採用させていただきまして 運賃1キロ60円という単価にさせていただいております。ここで割引料金というのがつきまして、親船町以北、厚田区、浜益区居住の利用者に限り遠距離15キロ以上利用の場合を超えた運賃は、対価の五

割を割引くということで、15キロ以上の送迎になった場合は半額の1キロ30円での運賃制にさせていただきます。説明は以上です。

(申請書類等確認)

○三国会長

ありがとうございました。では、只今の説明等含めまして質問等を行いたいと思いますが、資料の確認もあると思いますので少々お時間を取らせていただきたいと思います。

(申請書類等確認)

○三国会長

皆さん、よろしいでしょうか。ご覧になられましたでしょうか。よろしければ質疑を受けたいと思いますが、どなたでも結構ですのでご質問等あればいかがでしょうか。

○三国会長

私の方からよろしいでしょうか。1点、気になったのが、27名の方の中で違反が気になってます。ざっと数えただけで8名ほど。3分の1に近いですが、こういったかたちの違反が業務中ではなくプライベートの時間帯での違反かと思うんですが、当然、こういった運転に関しての業務を行う時に指導とか体制などはどのようにされているのか確認したいのですが。

○申請者（社会福祉法人はるにれの里）

職員が違反した場合、業務中であってもプライベートであっても報告する義務にしております。今回4月の人事異動に加えまして途中から来た職員もいまして、異動から発覚した職員もいるんですけど、教習所に違反が多い職員に関しては参加するように申し込みをしております。安全運転に関しては、職員の研修を行っていますが、年に二回ほどぼけっとでも安全運転に対する研修を行うようにはしております。年度初めの職員会議で全職員向けに安全運転研修を実施しています。今説明させていただいた中に新しく異動してきた者に違反があったという事で異動してきた全職員には運転の見極めというものをまず行うんですけども特に念入りにその職員に対しては行っています。

○三国会長

わかりました。そういった異動もあるので体制が整わないというのも理解しますが、ただ、違反の中でシートベルトですとか携帯電話というのは、運転に対しての意識を疑いかねないこととして気になります。それと一時停止の停止位置、それから信号無視となると非常に事故に直結しやすい。郡部を走られる機会があると思うので万が一の時には大事故につながると思います。

す。特に、石狩市も今交通非常事態宣言をだしておりますので事故に関して、十分にそこは留意していただければと思います。

その他、どうでしょうか皆さんからは。

○棟方委員

運送の対価の金額なんですけど、1キロ60円ということで割引料金が設定されていますが、多分、使われる方の名簿を見ましたら結構はなれてますよね？結構距離走ると言うんですけども、確かに15キロ以上超えた場合は5割の割引というかたちなんですけども、これは何人かで乗ったら複数で乗った場合の割引とかではなく距離数で半額30円にするということでしょうか。何人かで乗っても同じかたちなんですか。

○申請者（社会福祉法人はるにれの里）

何人かで乗るという対応ではないので、1人のかたちになるんですけども結局は個人で乗った時に距離が多くなるから割り引くというかたちで厚田区にお住まいの方に採用させていただいてます。

○棟方委員

今は複数で乗ることはないんですか。

○申請者（社会福祉法人はるにれの里）

ないです。

○棟方委員

わかりました。

○遠藤運輸企画専門官

先ほど申し上げました違反の関係で私の方からも補足でお話しさせていただければと思うんですけども、今回申請されているドライバーさんの中で違反が多い方が散見される場所なんですけども。その中で申請されているドライバーさんの数も多いという事もございますので外部の講習とかの参加も大事なんですけれども、組織としてひとつの大きな事故の背景にはヒヤリ・ハットとゆうようなちょっと危ないなということもあるかと思いますのでうちのほうでひやりはっと情報を推奨していただきとお話しているところではあるんですけども日々の点呼時とかに情報の方を収集していただき、違反の傾向と分析をまとめていただき、結果を各ドライバーさんにフィードバックしていただくような形でご報告いただければと思います。

○三国会長

その他はどうでしょうか。

○田岡委員

運輸支局の方が言われたとおり、事故防止のこの部分について、人事異動を理由としていますが、アルコールチェックまたは運輸支局で言われたような内容を整理してますか。これを見るとそれ相応にやっているようにも見えるが、ペーパーだけじゃないのかな。それから、先ほどの割引の部分ありましたよね。結構人数乗って利用してますよね、これは相乗りしても60円なら60円ということでしょうか。2人乗っても120円ではなく60円。その辺はどのように考えていますか。タクシーの場合はお客さんが自分たちで乗ってくるのはいいけども、会社が指示したら違反だよね。さっき言った質問でちょっと気になったんだけど、今は1人しかいませんと答えていたが、2人、3人いたときはどうなりますか。

○申請者(社会福祉法人はるにれの里)

以前は、同じグループホームに暮らしていて、目的地も同じ方は相乗りを行っていた事もあったんですけども、その時は1人分の距離でかかった料金を2人で割って折半という形で徴収していたことはあります。何年か前に協議会でお話しさせていただいた事はありますけども、今はその方達は別々のグループホームに移られたので、今はやっていません。何年か前にはそういうお話もさせていただいてました。

○田岡委員

それは問題ないの。

○遠藤運輸企画専門官

問題ないです。

○田岡委員

信号無視などや大きな事故で1人が2人になっていると書いておかないと問題が起きるんじゃないのかな。金額見たら1人分なのに2人、3人乗ってますとなったとき、違ってきますよね。その辺の内容的な部分をもう少ししっかりとやっておかないと。運輸支局としては、相乗りは問題ないんだね。

○遠藤運輸企画専門官

そうです。

○田岡委員

このアルコール探知機だとか会社出てきた時に行ってますか。

○申請者（社会福祉法人はるにれの里）

毎朝、職員の朝礼の時に対面で検査をしっかりと行っています。他は、前日の夜の過ごし方など日常的には確認しているので、何か心配な時にはもちろんその場で対処というかたちにはなるんですけども、日常的にはそういうかたちで行っています。それから、もう1つ、期間を設けて重点的な取り組みといえば、昨年度もセーフティーラインに取り組んでまして、その期間は全従業員無事故無違反を達成できていますので、今年度もそういうような事にも取り組んで啓発の期間を設けてやっていきたいと思っています。

○田岡委員

私は、お酒は飲まないんですけども毎日やりますよ。飲んで2日酔いの人も出てくる。一時停止や信号無視なんて、よっぽど急いであるような感じですよ。乗せるお客さんが違うわけですから、対面点呼は良いけれども、アルコール探知機は今何千円ですからね。やっぱり、そういうのも備えてやったら良いのではないですか。いろいろと違反を重ねてる人間に対しては、指導しているという資料はとってあるのでしょうか。口頭で終わり。安全管理する以上は、そういう事もしっかりと行ったほうが良いし、軽傷事故を起こして、その後2年後に指定場所一時停止の違反。我々の会社ではかなり厳しくそういうのをはやりますけど。福祉という名前がつけばなんでもよいという感じだけは避けていただきたい。必ず書類に残しておかなければならない。

○佐藤委員

ひとつ聞きたいんだけど、違反、いろいろでてるんだけどもあくまでも自家用でプライベートの時の時ですか。資料に載っているのは。

○申請者（社会福祉法人はるにれの里）

プライベートの時だけではないです。

○佐藤委員

一緒になってるんですか。プライベートの時と業務の時と一緒に載ってるということ。

○申請者（社会福祉法人はるにれの里）

これは運転記録証明書なので一緒に載っています。

○佐藤委員

普通はプライベートの部分と業務の部分と線引きするわけですよ。提出する時は、業務の時は

こういう風にしました、プライベートの時はこういう風にしました。資料を見ただけだとどこまでが業務の違反でどこからがプライベートの違反なのか一切わからない。うちのようなタクシーの業務だったら、業務の時とプライベートの時の両方が載っている。そうでないと運行管理の方で把握できない状態になってしまうから。当然にそういうのは必要だと思います。

○申請者（社会福祉法人はるにれの里）

はい。作成するようにします。

○三国会長

他はありますでしょうか。今回は、かなり意見が出たと思います。今回更新が4回目とのことですが、この段階で今までは良かったかもしれませんが、今後はきっちりと内部の方の安全管理に対する体制を構築するというのが必要だと思います。これを機にですね。その他、ございますでしょうか。

○三国会長

結論の方を。そろそろ協議会の話をもとめたいと思いますが、必要性そのものについては皆様ご理解されてると思いますので、只今、皆様方から出た意見を十分斟酌して安全体制を構築することをきっちりとお願いしておきますので、その上で団体申請は認めたいと思いますが皆様よろしいでしょうか。

（委員一同：異議なし）

○三国会長

社会福祉法人はるにれの里の団体申請は決定させていただきます。

○申請者（社会福祉法人はるにれの里）

ありがとうございます。

【特定非営利活動法人はぐくみ会】

○三国会長

続きまして、特定非営利活動法人はぐくみ会の審議に移りたいと思います。ご説明いいですか。

○申請者（特定非営利活動法人はぐくみ会）

私は特定非営利活動法人はぐくみ会の居宅介護部門の所長をやらせていただいております安田と申します。よろしくお願いします。早速、説明させていただきます。

【１．運営の実施主体】

当法人のことについて、簡単にご説明させていただきたいと思います。当法人は重症心身障害者の子を持つ親の方が立ち上げた養護学校を卒業した後の受け皿がないということから、自分達で生活をする施設を作りたいという思いから作られた施設で、現在は札幌市の補助金で小規模作業所を行っております。内容につきましては生活介護と似ておりまして、当事業所の方に重症心身障害者の方々が集まって、小物の製造作業を行うことと、日常活動のお弁当を取りに行ったり、レクレーションしたりそういう活動をした上でご自宅に戻られるサービスの小規模作業所を行っていることと、それ以外で居宅介護事業、重度訪問介護、自立支援等の訪問介護サービスを行う二つの部門に分かれております。

【２．運送の区域について】【４．旅客の範囲】

運送の区域につきましては、石狩市、札幌市です。人数の方が、札幌市の方で２６名、石狩市の方で２名となっております。

【３．使用車両について】

使用している車両につきましては福祉自動車、リフト車で２台、セダンで４台の計６台となっております。

【５．運転者要件】

運転者要件につきましては普通二種免許持者が１名、普通一種１３名で講習を行っている者１４名というかたちとなっております。普通二種免許を持っている者も講習を受けております。セダン型につきましては、介護福祉士１１名、運転講習を受けたもの６名となっております。

【６．運行管理体制】

運行管理責任者は私が行っているというかたちになっております。先ほども出ましたアルコール等の検査につきましては、お恥ずかしながらアルコール検査機器は持っておりませんが、朝礼で対面のチェックしております。運転書作成済み。自動車に関する表示もマグネットステッカーで作成済みになっております。

【７．整備管理】

整備管理につきましては、スタッフで車に詳しい者に整備管理の体制を任せております。

【８．事故対応】

事故対応につきましては、事故対応責任者も私が行っております。保険につきましては対人対物無制限になっております。

【９．苦情処理体制】

苦情処理体制につきましても責任者は私が行っているかたちになっております。

【１０．収受する対価】

対価になりますが運賃が１キロ５０円、これは地図上の換算で直線距離での換算というかたちになっております。相乗り等も行っておりますがすべて直線距離で例えば利用者さんをご自宅にお送りする時は当事業所から利用者さんのご自宅までの距離を地図で測ってその対価をいただいているというかたちになっております。現在、小規模作業所では、自動車の送迎を行う為にご自

宅にお迎えにあがる、居宅介護で外出をされる際でも車を使うかたちになりますので福祉有償運送は当事業所にはなくてはならないものになります。どうかよろしくお願いいたします。以上となります。

○三国会長

それでは、資料精査の時間をいただきたいと思いますので皆さん資料等を確認ください。

(申請書類等確認)

○三国会長

みなさんよろしいでしょうか。質疑の時間をとりたいと思います。

○田岡委員

先ほども言った部分点呼の部分。対面点呼は先ほどと同じようにもう一度見直ししてもらい、必ず資料を残してもらおうということ。それと28ページの部分で運送の対価の金額、1キロにつき50円で計算し走行した分の距離をかける。その下に米印で直線距離としていますかという意味ですか。

○申請者（特定非営利活動法人はぐくみ会）

地図で車のメーターを見て距離を測るのではなく、目的地に対して当事業所からの距離を地図で調べて距離を換算して金額にするものであります。例えば、相乗りでいろんな所に行くんですけどもあくまでそちらの距離は頂かないでご自宅までの距離を地図で算定するものであります。

○田岡会員

50円に走行した分の距離をかける。でも、直線距離で計算するんだよね。

○申請者（特定非営利活動法人はぐくみ会）

はい。書き方がおかしいです申し訳ありません。

○田岡委員

直線距離で計算します。橋まで回って行ったら走行した分で計算する。

○申請者（特定非営利活動法人はぐくみ会）

それはかからないです。本当に地図で、この走行した分を計算します。記載方法が誤解を招いてしまいました。

○田岡委員

この走行した分の計算ではないんですね。

○申請者（特定非営利活動法人はぐくみ会）

はい、地図で測る分だけです。

○田岡委員

遠回りしても直線距離ということですね。

○申請者（特定非営利活動法人はぐくみ会）

はい、失礼いたしました。

○田岡委員

これは運輸支局の方でこのやり方は認めているんですか。タクシーの場合はあくまでも走った距離。地図の直線距離で良いの。問題はなかった。

○遠藤運輸企画専門官

特に問題ないです。

○田岡委員

極端に言ったら石狩市と厚田区で車だして直線距離だとまるっきり違う。何もなければ良いのですが、事故が万が一起きた時に、直線距離の部分と事故の起こした部分がどこで事故を起こしているのかは想定外ですね。これが福祉有償運送で認められているのであればそこまで追求しないけども。

○申請者（特定非営利活動法人はぐくみ会）

距離は道が混んでいたので道を変更したなど、こちらの都合でお客さんには関係のない話であること。料金だけはまとめて、距離で一本にしたほうが分かりやすいのでこの方法にしました。

○田岡委員

金額どうのこうのというのは別として、どこのルート走ってるのかっていう部分が欠落してしまってる。通常の営業目的でやっていけば、これは通らないですね。28ページを見ると全然ちがう場所で事故とかが起きたとなるとルートから外れてる。金額は多少かまわないけれども。

○申請者（特定非営利活動法人はぐくみ会）

どこを走ったかということは明確にしなければいけないということですか。

○田岡委員

そうだと思いますけど。

○三国会長

確かに普通は距離でやりますよね。直線というのも考え方としては理解しますが、そういう意味では、算定例で走行距離と言ったら直線ではないです。

○加藤委員

ある程度、料金の設定というのは事業者さんサイドの考え方によるものではないのですか。走行した距離でなければならないというのはあるんですか。

○遠藤運輸企画専門官

原則としましては、利用者さんが乗車した所から降車した所までの走行距離というかたちになります。

○加藤委員

例えば、料金設定で便宜的に石狩市から厚田区は一律千円とか定額料金を設定するという事ではないんですか。福祉有償運送に限って言えば、距離に応じたっていう部分だけではないんですよ。ただこの書き方が走行した目的地までの地図上の距離にするとかにするのが正しいんでしょう。

○申請者（特定非営利活動法人はぐくみ会）

訂正させていただきます。

○三国会長

その他どうですか、皆さんのほうから。

○安保委員

健康管理責任者の代表者とか整備管理責任者という名前が載ってる方が違反してるんですよ。責任者の方というのはもう少し注意した方が良いのではないですか。責任者の所に名前がある方は二度とないということが大事だと思いますよ。

○申請者（特定非営利活動法人はぐくみ会）

スマートフォンにつきましては本当にお恥ずかしいんですけど、運転記録証明が出てから発覚したものです。

○安保委員

それまで報告はなかったということですか。

○申請者（特定非営利活動法人はぐくみ会）

そうなんです。ご家族からの連絡もラインというコミュニケーションツールでつかうこともあるのでそれを見てしまったということだったんですけども。それにしても、やはり本当に重要な電話すれば良いわけだから、それはその方以外でもその二人にも共通する事です。もう一回そういう部分は、見直しましょうという話をしているところです。

○安保委員

報告がなかったということですが、そういう所も厳密にやった方が良いのかなと思いますし、お願いしたいと思います。

○三国会長

その他ございませんか。なければ質疑を終わりたいと思います。審議につきましては、先ほどの説明と資料とが違うという事で料金の所の差し替えという形でこのはぐくみさんの申請も認める事でよろしいでしょうか。

（委員一同：異議なし）

○三国会長

ではこれも認めるという事で決しました。以上で審議案件が終わりです。最後はその他という事になるわけが、その前に各団体は申請手続きを速やかにという事ですが、はぐくみさんは修正も含めてお願いいたします。

3. その他

○三国会長

その他で事務局からありますか？

○事務局

特にありません。

○三国会長

それでは終わる前に一言だけ、はぐくみ会の方にもお話をさせていただきたいのが、先ほど安保委員からもお話しがありましたように、今回もまた違反の所で今年の4月に入ってから2件ですよ。小さな組織が一番そういうねじの締め方が一番難しいと思うんですよ。ですからこういう事をきっかけにしっかりとした体制を構築させていただきたいと切に願っておりますので事故が

起こってからでは本当に遅いので、なにとぞよろしくお願いしたいと思います。

4. 閉会

○三国会長

以上で、協議会を終わりたいと思います。ありがとうございました。